

# 板橋産連

# ニュース

第1162号  
2015・3・1

発行：一般社団法人 板橋産業連合会  
板橋区仲宿54-10 ☎(3962)0131  
FAX(3962)0133  
協力：板橋区

## NEWS

- ◆平成27年4月から現物給与の価額が改定されます
- ◆労働安全衛生法が改正されます
- ◆板橋産業技術支援センター 機器紹介
- ◆平成27年度の雇用保険料率のご案内
- ◆板橋産連の主な予定とお知らせ

### 平成27年4月から現物給与の価額が改定されます

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）の価額は、厚生労働大臣が定めることとされています。このたび、厚生労働省告示により現物給与の価額が改定され、平成27年4月1日から適用されます。

この現物給与の価額の改定につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますようお願い致します。

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等
	1人1ヶ月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1ヶ月当たりの住宅の利益の額（畳1畳につき）	
茨城	17,700	590	150	210	230	1,150	時価 （自社製品 通勤定期券 など）
栃木	17,700	590	150	210	230	1,190	
群馬	17,700	590	150	210	230	1,060	
埼玉	18,300	610	150	210	250	1,580	
千葉	18,300	610	150	210	250	1,530	
東京	19,500	650	160	230	260	2,400	
神奈川	18,900	630	160	220	250	1,900	

- 住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします
- 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- 洋間など畳を敷いていない居住用の室については、1.65平方メートルを1畳に換算し計算します。
- 健保組合では、現物給与の価額について、規約により別段の定めをしている場合があります。

## 労働安全衛生法が改正されます

### ①化学物質についてリスクアセスメントの実施が義務となります

■施行日 平成28年6月までに施行される予定

○一定の危険性・有害性が確認されている化学物質<sup>\*1</sup>による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施<sup>\*2</sup>が事業者の義務となります。

※1 労働安全衛生法第57条の2及び同法施行令第18条の2に基づき、安全データシート（SDS）の交付義務対象である640物質

※2 リスクアセスメントの実施時期については、新規に化学物質を採用する際や作業手順を変更する時など、従来の労働安全衛生法第28条の2に基づくリスクアセスメントの実施時期を基本に、今後省令で定める予定

○事業者には、リスクアセスメントの結果に基づき、労働安全衛生法令の措置を講じる義務<sup>\*3</sup>があるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じることが努力義務<sup>\*4</sup>となります。

※3 リスクアセスメントの結果に基づく措置は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則等の特別規則に規定がある場合は、当該規定に基づく措置を講じることが必要。

※4 法令に規定がない場合は、結果を踏まえた事業者の判断により、必要な措置を講じることが努力義務。

○上記の化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業者が対象です。

※リスクアセスメントの具体的な実施時期、実施方法等は、今後省令、指針で定める予定。

化学物質のリスクアセスメントには、実施支援ツール「化学物質リスク簡易評価法」（コントロール・バンディング）をご活用ください！

・「コントロール・バンディング」は、以下のウェブサイトから無料で利用できます。

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras\\_start.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras_start.html)

・使用されている化学物質の安全データシート（SDS）をお手元にご用意いただければ、  
\* 化学物質に詳しくない方でも、簡単にリスクアセスメントが実施できます。

### ②ストレスチェックの実施等が義務となります

■施行日 平成27年12月までに施行される予定

○常時使用する労働者に対して、医師、保健師等<sup>\*1</sup>による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）<sup>\*2</sup>を実施することが事業者の義務となります。（労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務）

※1 ストレスチェックの実施者は、今後省令で定める予定で、医師、保健師のほか、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士を含める予定。

※2 検査項目は、「職業性ストレス簡易調査票」（57項目による検査）を参考とし、今後標準的な項

目を示す予定。検査の頻度は、今後省令で定める予定で、1年ごとに1回とすることを想定。

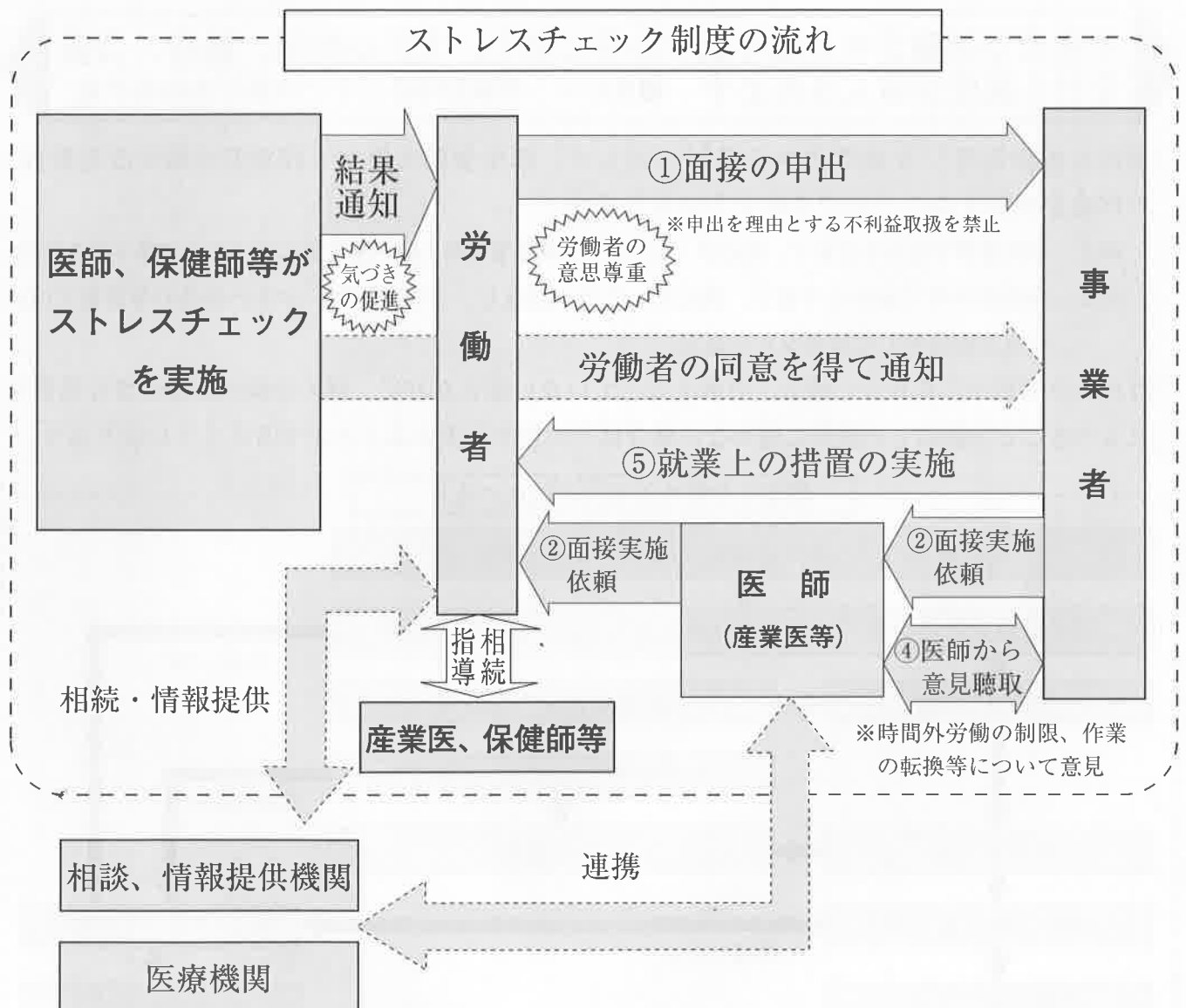
○検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者<sub>者</sub>に提供することは禁止されます。

○検査の結果、一定の要件<sup>※3</sup>に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。また、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止されます。

※3 要件は、今後省令で定める予定で、高ストレスと判定された者などを含める予定。

○面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置<sup>※4</sup>を講じることが事業者の義務となります。

※4 就業上の措置とは、労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を行うこと。



産業保健総合支援センター（全国47か所）をご活用ください！

○事業者、産業保健スタッフ等のみなさんからの相談対応や研修、50人未満の事業場の労働者の方からのメンタルヘルスを含む健康相談など、産業保健活動の支援を行っています。

<http://www.rofuku.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

### ③受動喫煙防止措置が努力義務となります

■施行日 平成27年6月までに施行される予定

○室内又はこれに準ずる環境下で労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置\*を講じることが事業者の努力義務となります。

※事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置の例として、全面禁煙、喫煙室の設置による空間分煙、たばこ煙を十分低減できる換気扇の設置などがある。

受動喫煙防止対策助成金をご活用ください！

○中小企業事業主が喫煙室を設置する場合、費用の1/2の助成（上限200万円）を受けることができます。詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>

### ④重大な労働災害を繰り返す企業に対し、大臣が指示、勧告、公表を行う制度が導入されます

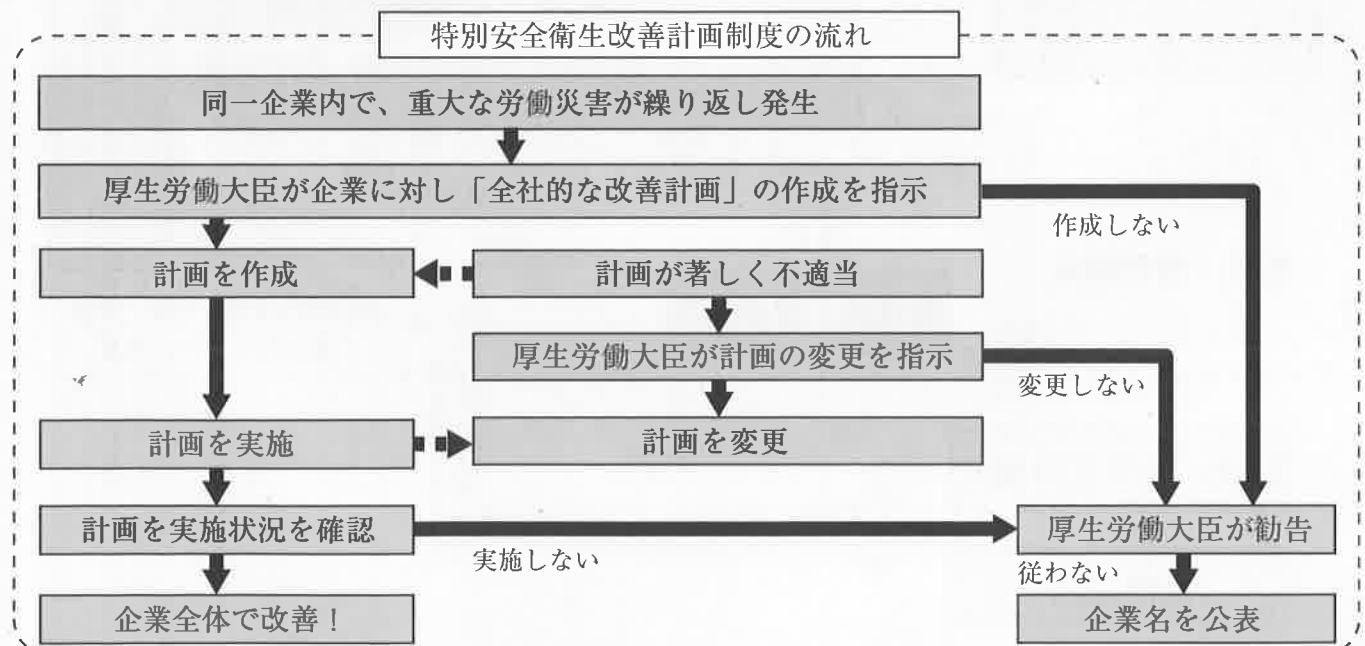
■施行日 平成27年6月までに施行される予定

○重大な労働災害\*<sup>1</sup>を繰り返す企業\*<sup>2</sup>に対して、厚生労働大臣が「特別安全衛生改善計画」の作成を指示することができますようになります。

※1 今後省令で定める予定で、例えば、死亡災害、障害等級第1級～第7級に相当する労働災害を想定。

※2 今後省令等で定める予定で、例えば、法令に違反し、3年間に同一企業の複数の事業場で同様の災害が発生した場合などを想定。

○計画の作成指示に従わない場合、計画を守っていない場合などに、厚生労働大臣が必要な措置をとるべきことを勧告し、勧告に従わない場合はその旨を公表することができますようになります。



■以下は平成26年12月1日に施行されました。

⑤「労働安全衛生法第88条第1項の届出を廃止します」

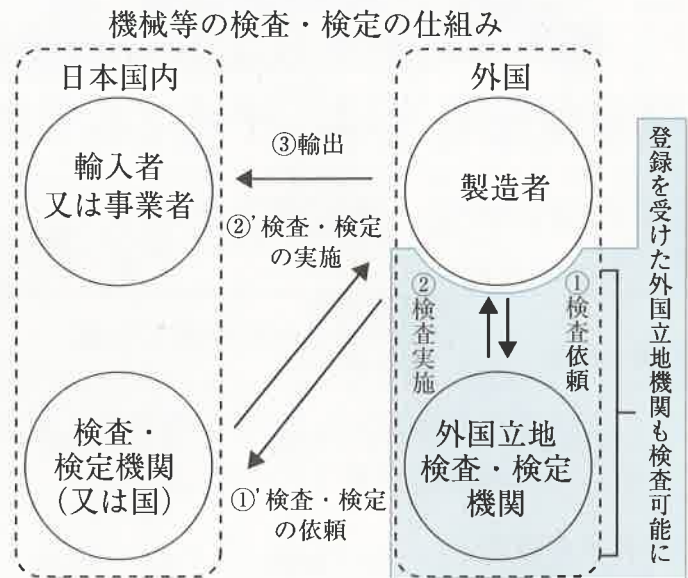
⑥電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定、譲渡制限の対象となります

## ⑦外国に立地する機関も検査・検定機関として登録ができるようになります ■施行日 平成27年6月までに施行される予定

○ボイラーなど、特に危険な機械等の検査・検定を行う機関について、日本国内に事務所のない機関も登録できるようになります。

○登録を受けた外国立地機関の検査・検定を受けた機械等は、日本国内で改めて検査・検定を受ける必要はありません\*。

\*労働基準監督署が実施する落成検査は引き続き受ける必要あり。



### 板橋産業技術支援センター 機器紹介シリーズ (1) 測定顕微鏡 (精密な寸法測定)



概要： 本体、ディスプレイ、コンピュータで構成されています。

測定は、マウス操作により測定箇所を画面上で指定します。

測定結果は、X Y面上の測定位置の座標値、長さ、角度等がリスト画面で表示されます。また、結果詳細画面では、測定多点表示やみ出た測定点の削除・再計算が簡単にできますので、バリなどの測定点を取り除いた測定が容易です。

#### 特徴：

試料は、横(X)30cm×縦(Y)20cmまでセットでき、測定精度が100mmの長さで4.5 $\mu$ m、最小表示単位が0.1 $\mu$ mです。大変高精度な測定機です。

また、測定では、測定点を指定するキャリパーが多点同時入力できたり、一定間隔の平均値入力ができますので、円や直線などの測定に時間がかかりません。

寸法や形状測定では、三次元測定機、表面粗さ・形状測定機、デジタルマイクロスコープ等から最適な機器をご検討下さい。ご相談もお受けします。

本シリーズでは、板橋産業技術支援センターの設備を順次紹介していきますので、ぜひ保管してご活用ください。

## 平成27年度の雇用保険料率のご案内

厚生労働省／都道府県労働局／公共職業安定所 より

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの雇用保険料率は、平成26年度と変わらず次のとおりです。

(平成27年度 雇用保険料率表)

事業の種類	負担者	②		①+②	
	① 労働者負担 (失業等給付の保 険料率のみ)	事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険二事 業の保険料率	雇用保険料率
一般の事業	5 / 1000	8.5 / 1000	5 / 1000	3.5 / 1000	13.5 / 1000
農林水産清酒 製造の事業	6 / 1000	9.5 / 1000	6 / 1000	3.5 / 1000	15.5 / 1000
建設の事業	6 / 1000	10.5 / 1000	6 / 1000	4.5 / 1000	16.5 / 1000

## 板橋産業連合会の主な予定とお知らせ

予定表詳細はホームページにてご確認ください。

開催日	行事	備考
3月6日(金)	パソコン教室 「マイクロソフト ワンドライブと オフィスオンラインの活用」	産連会館3階 参加者募集中
3月6日(金)	板橋産連ゴルフ大会	久邇カントリー倶楽部
3月18日(水)	経営者セミナー 「経営を諦める前にやるべき 最後の手段とは！」	産連会館3階 参加者募集中
3月19日(木)	承継者セミナー 「事業計画書の作成手順を学ぶ。 計画経営実現のために！」	産連会館3階 参加者募集中
3月24日(火)	板橋産連ボウリング大会	トミコシ高島平ボウル 参加者募集中
3月25日(水)	板橋区役所南館新庁舎 設備見学会	環境管理研究会 参加者募集中